

(61) 可住地面積割合 54.4% (総面積当たり)

指標の説明

「可住地面積割合」とは、総面積に対する可住地面積の割合で、土地利用に係る指標として用いられる。

可住地面積：総面積から林野面積及び主要湖沼面積（面積1㎢以上の湖沼）を差し引いて算出される。

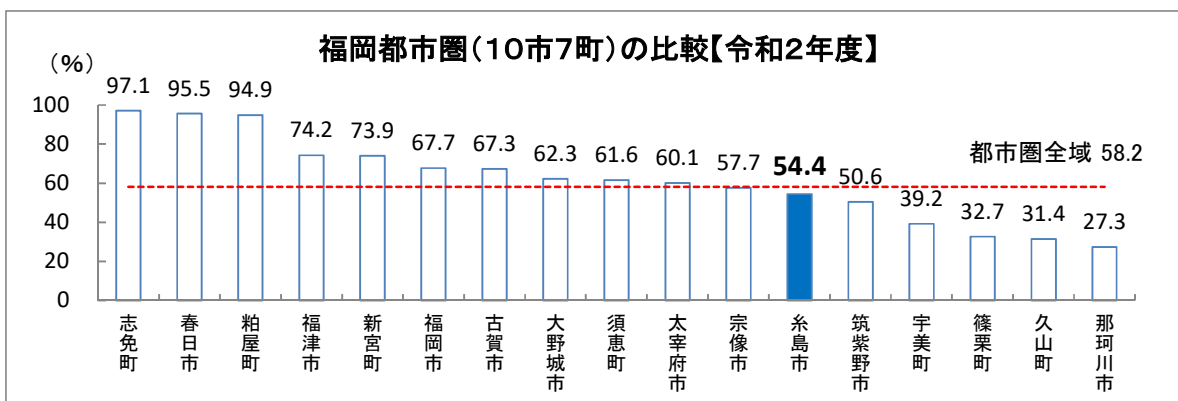
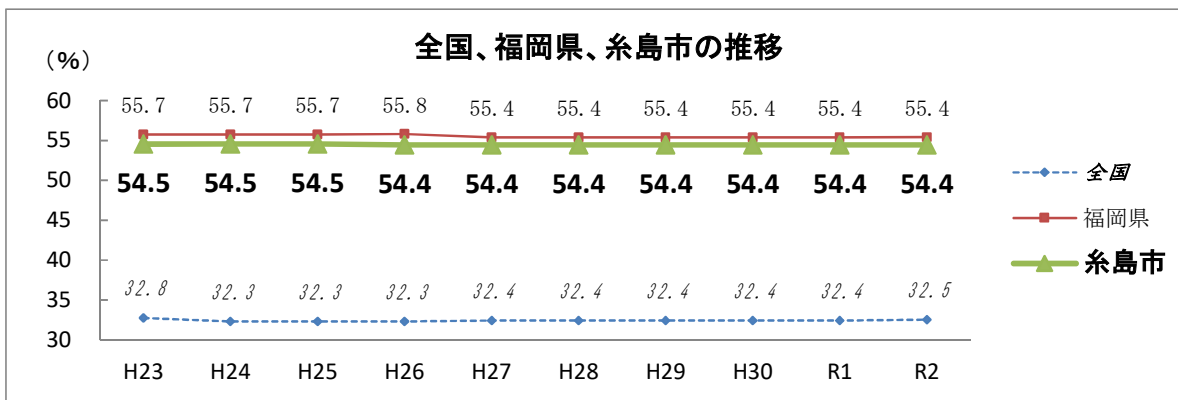
指標の算出根拠 基礎データの資料

可住地面積割合（総面積当たり）＝可住地面積÷総面積

【可住地面積：11,744ha、総面積：21,570ha（令和2年度・糸島市）】

※全国の総面積は、北方四島及び竹島を含んで算出。

資料：国土交通省国土地理院測図部「全国都道府県市区町村別面積調」
総務省統計局「統計でみる都道府県（市区町村）のすがた」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

令和2年度の糸島市の可住地面積割合（総面積当たり）は、54.4%。平成23年以降で見るとほぼ横ばいとなっている。

また、全国の32.5%と比べ21.9ポイント高く、福岡県の55.4%と比べ1.0ポイント低い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に低い。

※福岡都市圏全域の可住地面積割合（総面積当たり）は58.2%

※福岡都市圏10市7町の可住地面積割合（総面積当たり）の単純平均は61.6%

(62) 都市計画道路整備率 63.9%

指標の説明

「都市計画道路整備率」とは、計画延長に対する改良済延長及び概成済延長の割合で、都市計画の指標として用いられる。

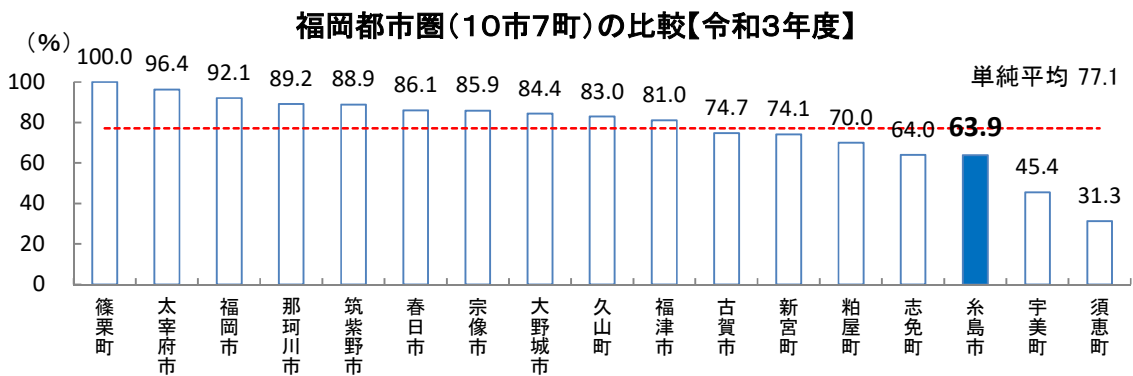
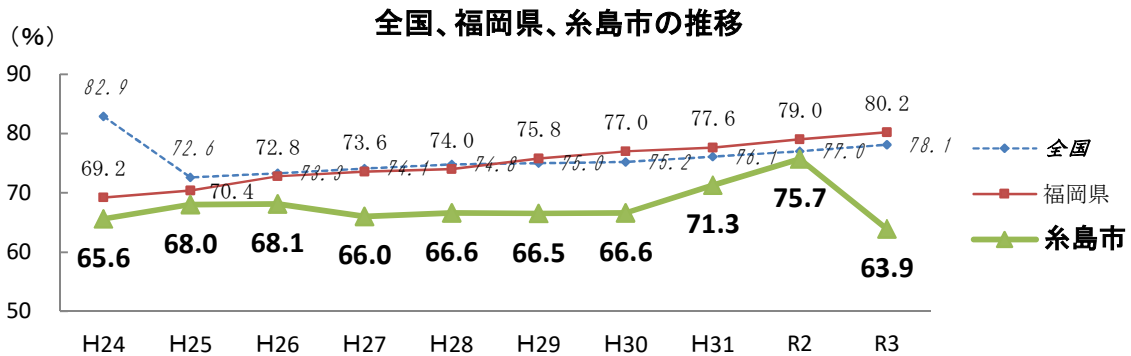
改良済道路は、道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長及び事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長の合計をいう。また、概成済道路は、改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしている現道（概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する道路）を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長をいう。

指標の算出根拠 基礎データの資料

都市計画道路整備率 = (改良済延長 + 概成済延長) / 計画延長

【改良済延長：32.5km、概成済延長：18.6km、計画延長：80.0km
(令和3年3月31日現在・糸島市)】

資料：国土交通省「都市計画現況調査」
糸島市都市計画課「都市計画道路整備現況調査」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

令和3年の糸島市の都市計画道路整備率は、63.9%。平成24年以降で見ると、令和2年までの9年間で10.1ポイント増加していたが、令和3年に11.8ポイント減少している。

また、全国の78.1%と比べ14.2ポイント、福岡県の80.2%と比べ16.3ポイント低い。

福岡都市圏内では、全17市町村のうち3番目に低い。

※福岡都市圏全域の都市計画道路整備率は85.0%

※福岡都市圏10市7町の都市計画道路整備率の単純平均は77.1%

(63) 都市公園等面積

5.24㎡

(都市計画区域人口一人当たり)

指標の説明

「都市公園等面積」とは、都市公園法に基づき国または地方公共団体が設置する公園や緑地、都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園（カントリーパーク）の面積のことで、公園や緑地の整備や維持管理に係る都市行政の指標として用いられる。

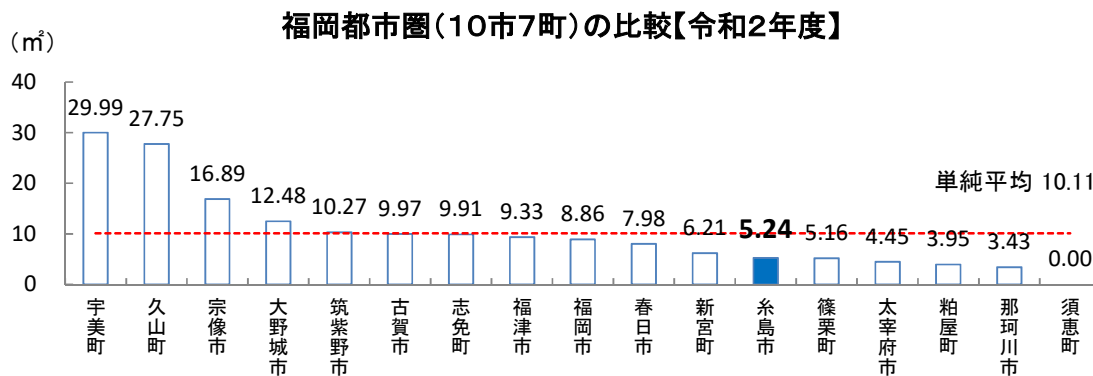
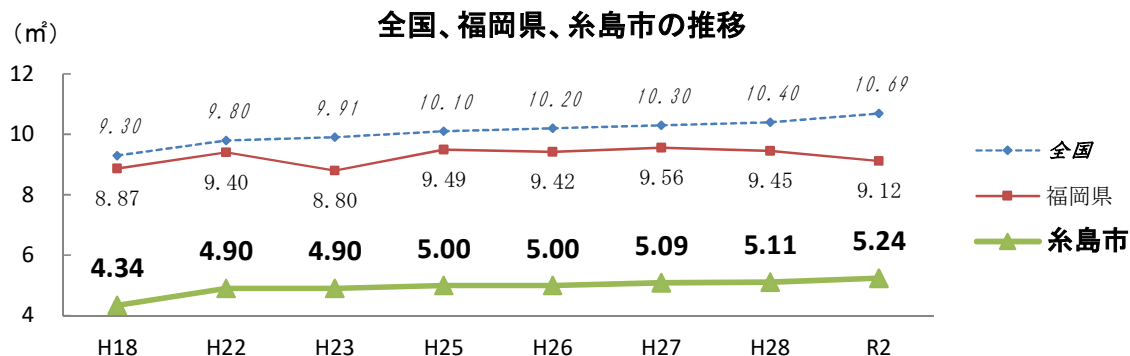
指標の算出根拠 基礎データの資料

都市公園等面積（人口一人当たり）＝都市公園等総面積÷人口総数

【総面積：52.89ha、人口総数：101千人（都市計画区域人口）

（令和2年度・糸島市）】

資料：国土交通省都市局、福岡県公園街路課「都市公園等整備現況調査」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

令和2年度の糸島市の都市公園等面積(都市計画区域人口一人当たり)は、5.24㎡。平成22年度から10年間で0.34㎡増加している。

また、全国の10.69㎡と比べ5.45㎡、福岡県の9.12㎡と比べ3.88㎡少ない。福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に少ない。

※福岡都市圏全体の都市公園等面積(都市計画区域人口一人当たり)は9.11㎡
※福岡都市圏10市7町の都市公園等面積(都市計画区域人口一人当たり)の単純平均は10.11㎡

(64) 水道普及率 80.0%

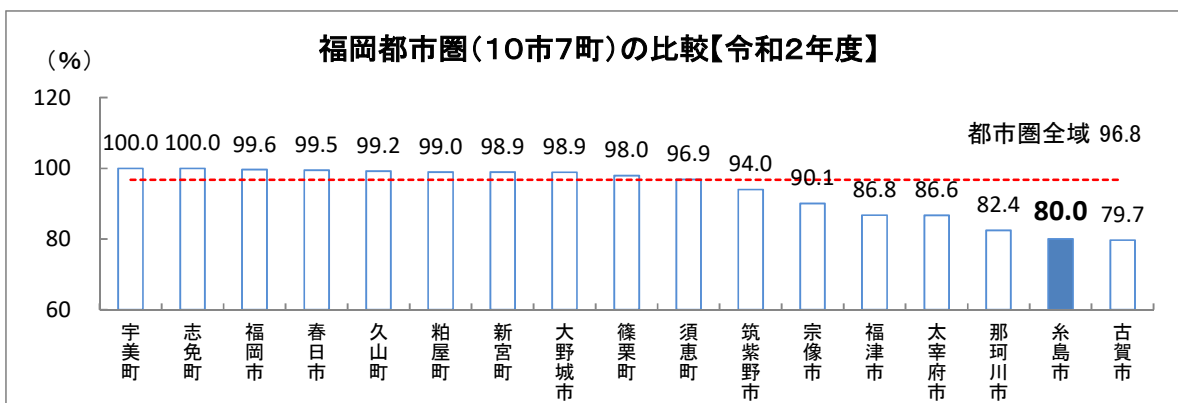
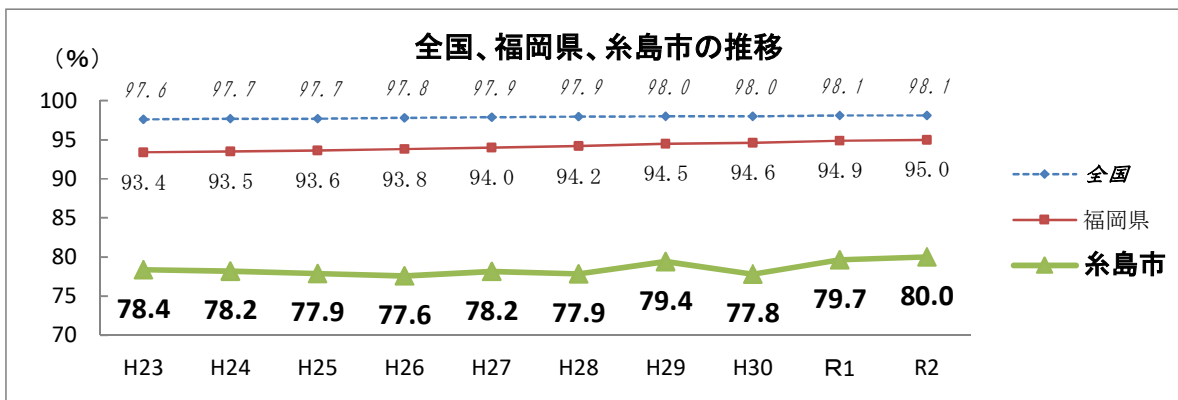
指標の説明

「水道普及率」とは、人口総数に対する給水人口総数（上水道、簡易水道及び専用水道による給水人口の総数）の割合で、水道施設整備や上水道事業など、水道行政に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

水道普及率＝給水人口総数（上水道＋簡易水道＋専用水道）÷人口総数
【給水人口総数：79,394人、人口総数：99,219人
（令和2年度・糸島市）】

資料：厚生労働省健康局「水道の基本統計」
福岡県水資源対策課「福岡県の水道」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

令和2年度の水道普及率は、80.0%。平成23年度以降でみるとほぼ横ばいとなっている。

また、全国の98.1%と比べ18.1ポイント、福岡県の95.0%と比べ15.0ポイント低い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち2番目に低い。

※福岡都市圏全域の水道普及率は96.8%

※福岡都市圏10市7町の水道普及率の単純平均は93.5%

(65) 汚水処理人口普及率 90.9%

指標の説明

「汚水処理人口普及率」とは、人口総数に対する汚水処理人口の割合で、生活排水処理施設がどの程度普及しているかなど、下水道行政に係る指標として用いられる。

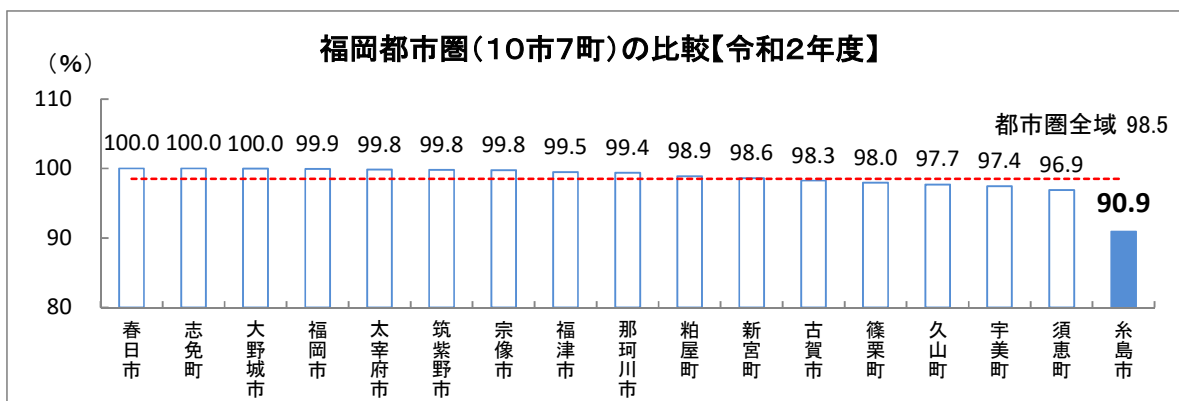
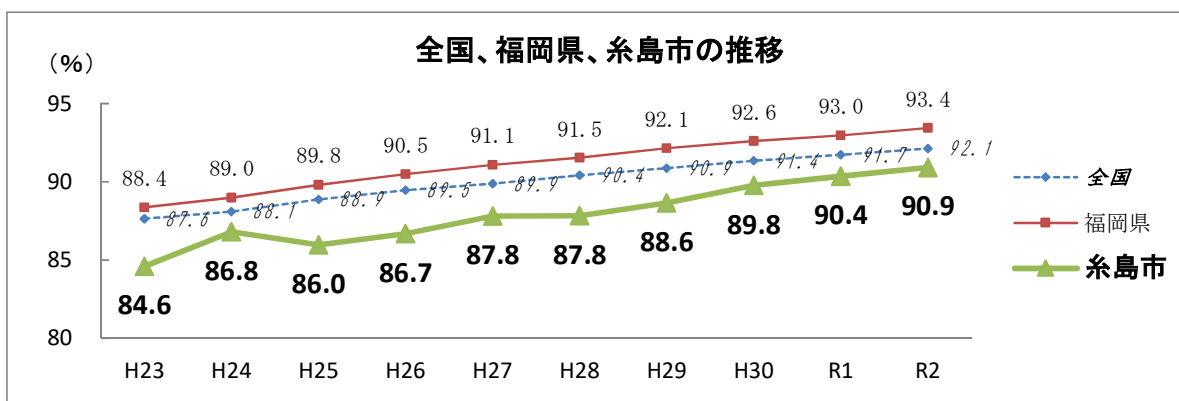
汚水処理人口：公共下水道、農業集落排水施設等、合併浄化槽、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）の整備人口。

指標の算出根拠 基礎データの資料

汚水処理人口普及率＝汚水処理人口÷人口総数

【汚水処理人口：93,135人、人口総数：102,434人
(令和2年度・糸島市)】

資料：農林水産省・国土交通省・環境省「汚水処理人口普及状況」
福岡県下水道課「福岡県の下水道」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

令和2年度の糸島市の汚水処理人口普及率は、90.9%。平成23年度からの9年間で6.3ポイント増加している。

また、全国の92.1%と比べ1.2ポイント、福岡県の93.4%と比べ2.5ポイント低い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち最も低い。

※福岡都市圏全体の汚水処理人口普及率は98.5%

※福岡都市圏10市7町の汚水処理人口普及率の単純平均は98.5%

(66) 河川の水質状況 2. 1 mg/l (BOD 75%値)

指標の説明

「BOD値（生物化学的酸素要求量）」とは、水中の有機物などを微生物が分解するときに消費する酸素量のことで、値が大きいほど、水質汚濁が進行していることを示す。河川や工場排水の汚濁の程度を表す指標として用いられる。

なお、ここでは、県内の1級及び2級河川を対象として算出。また、75%値とは、年間観測データを良い方から並べた75%目の数値をいう。

指標の算出根拠 基礎データの資料

糸島市のBOD値＝市内の2級河川のBOD値（合算値）÷7河川

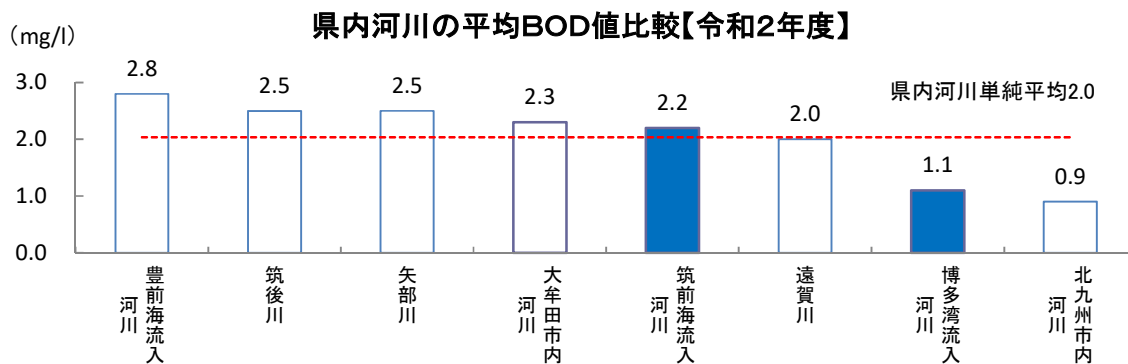
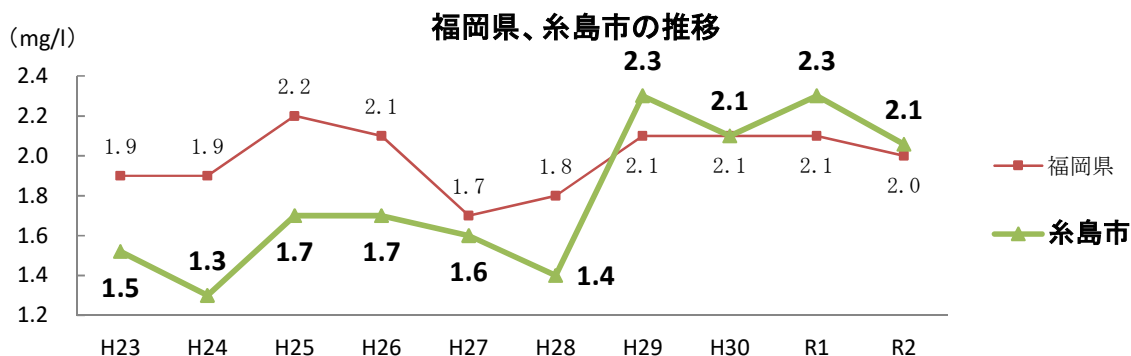
【筑前海流入河川（令和2年度・糸島市）】※単位：mg/l

桜井川：1.7、雷山川：6.7、雷山川（長野川）：1.0、一貴山川：1.0、加茂川：0.8、福吉川：1.4

【博多湾流入河川（令和2年度・糸島市）】※単位：mg/l

瑞梅寺川：1.8

資料：福岡県環境保全課「令和3年度版公害関係測定結果」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

令和2年度の糸島市の河川の水質状況（BOD値の平均）は、2.1mg/l。平成23年度以降、増減を繰り返している。平成23年度からの9年間で0.6mg/l増加している。

また、福岡県内の河川の平均値2.1mg/lより高い。

県内河川の平均BOD値では、筑前海流入河川が2.2mg/l、博多湾流入河川が1.1mg/lとなっている。

※数値が低い方が良い

【基本目標6】快適で住みよいまちづくり

(67) 生活系ごみ搬入量 **270.2kg**
(人口一人当たり)

指標の説明

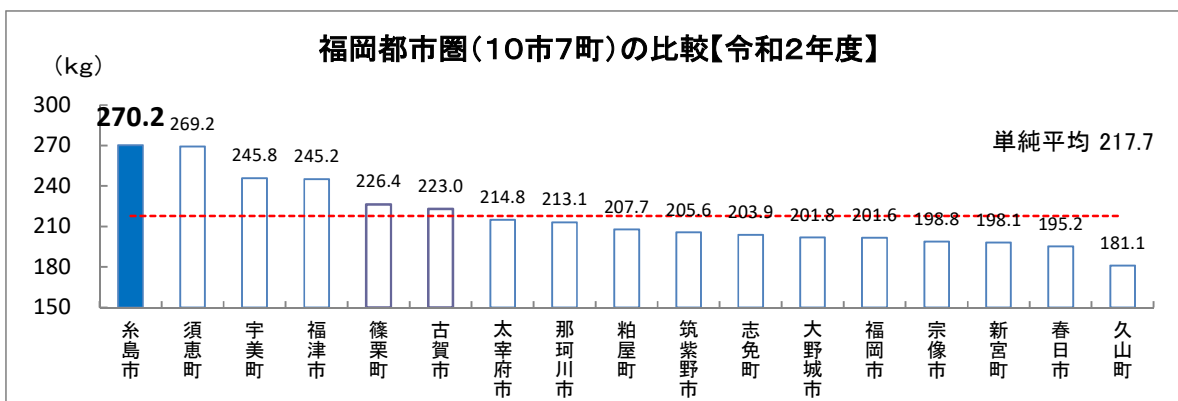
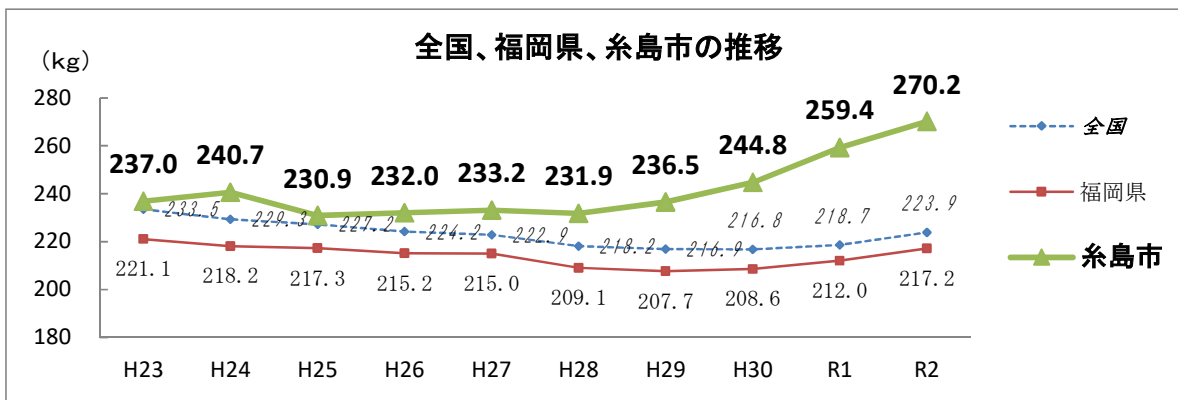
「生活系ごみ搬入量」とは、生活系ごみ（一般の家庭生活から出されるごみ）の収集量及び処理施設への直接搬入量の合算値で、環境行政の推進に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠
基礎データの資料

生活系ごみ搬入量（人口一人当たり）＝搬入総量÷人口総数

【搬入総量：27,608t、人口総数：102,160人(令和2年度・糸島市)】

資料：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
「一般廃棄物処理事業実態調査結果」
総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口」（10月1日現在）



統計データ(グラフ)
から見る市の動向

令和2年度の糸島市の生活系ごみ搬入量（人口一人当たり）は、270.2kg。平成23年以降で見ると増加傾向にあり、10年間で33.2kg増加している。また、全国の223.9kgと比べ46.3kg、福岡県の217.2kgと比べ53.0kg多い。福岡都市圏内では、全17市町のうち1番目に多い。

※福岡都市圏全域の生活系ごみ搬入量（人口一人当たり）は208.1kg
※福岡都市圏10市7町の生活系ごみ搬入量（人口一人当たり）の単純平均は217.7kg

(68) ごみのリサイクル率 25.0%

指標の説明

「ごみのリサイクル率」とは、ごみ処理量及び集団回収量の合計に対する直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量の合計が占める割合であり、環境行政に係る指標として用いられる。

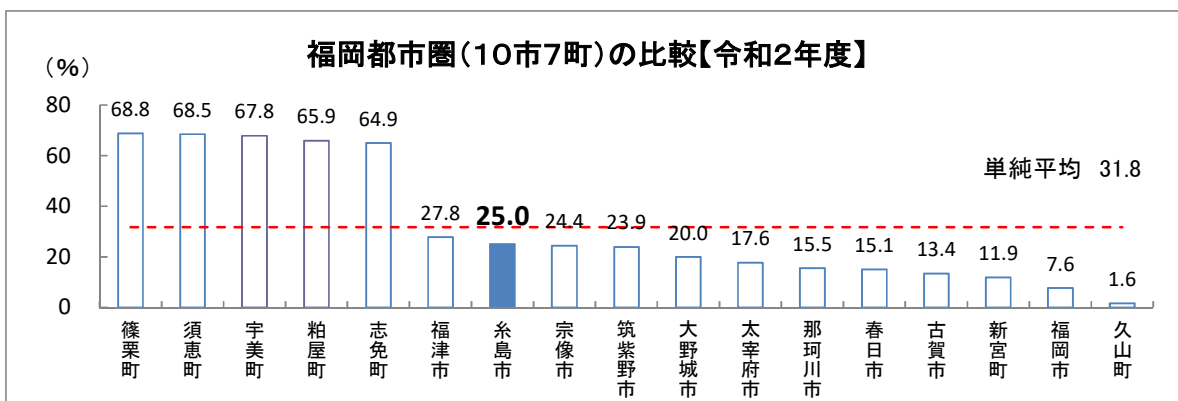
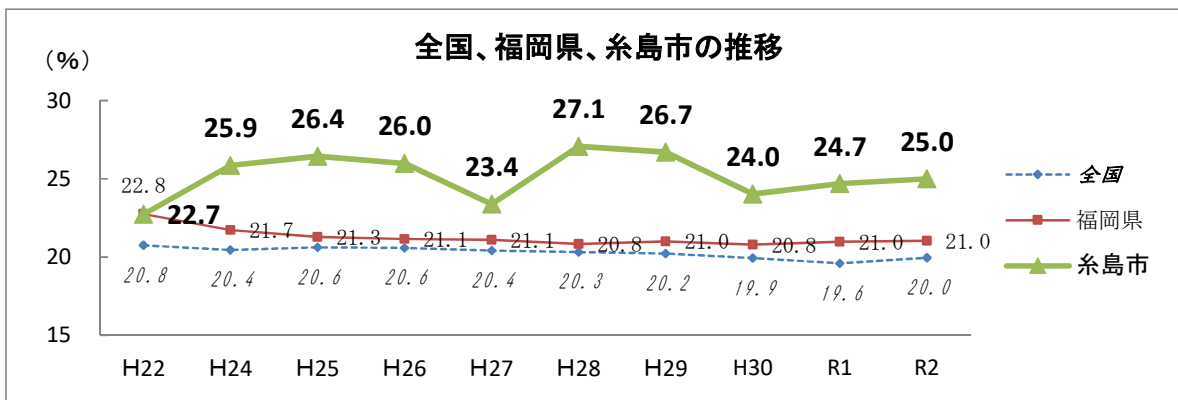
一般的に、排出量（ごみ処理量）の抑制、直接資源化量及び再生利用量の拡大、集団回収量の拡大によってリサイクル率は向上する。

指標の算出根拠 基礎データの資料

$$\text{ごみのリサイクル率} = \frac{\text{① 直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量}}{\text{② ごみ処理量+集団回収量}} \times 100$$

① 8,766 t、② 35,071 t 【令和2年度・糸島市】

資料：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
「一般廃棄物処理実態調査結果」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

令和2年度のごみのリサイクル率は、25.0%。平成22年から増減を繰り返しているが、10年間で2.3ポイント増加している。

また、全国の20.0%と比べ5.0ポイント、福岡県の21.0%と比べ4.0ポイント高い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち7番目に高い。

※福岡都市圏全域のごみのリサイクル率は15.3%

※福岡都市圏10市7町のごみのリサイクル率の単純平均は31.8%